

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂本 雅彦
(公印省略)

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定
における年間収入の取扱いについて（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

この度、厚生労働省から、「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」（令和 7 年 10 月 1 日付保保発 1 0 0 1 第 3 号厚生労働省保険局課長通知）及び「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係る Q & A（第 2 版）について」（令和 8 年 3 月 9 日付厚生労働省事務連絡）（以下、「国通知」という。）が発出されました。

これを受けて、公立学校共済組合東京支部（以下「公立共済」という。）においても、被扶養者の認定について、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、本取扱いについて組合員に御周知いただくとともに、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定について

被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で、労働契約で定められた内容から明らかに見込まれる年間収入を用いて、被扶養者の認定を行うこととしたものです。

被扶養者の認定における年間収入について、令和 8 年 4 月 1 日以降は、「労働条件通知書」（労働基準法第 15 条の規定に基づき交付されるもの。）等の労働契約内容が分かる書類（「発令通知書」を含む。）（以下「通知書」という。）に記載された賃金（※ 1）から見込まれる年間収入（時給・所定労働時間・所定労働日数等を用いて算出した年間収入の見込額）が収入限度額未満であり、他の収入（年金収入や事業収入等、給与収入以外の全ての恒常的収入をいう。）が見込まれず、かつ、その他の認定要件（※ 2）を満たしている場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

※ 1 労働基準法第 11 条に規定される賃金をいい、交通費、諸手当及び賞与も含まれます。

※ 2 被扶養者の認定要件については、「福利厚生事務の手引（令和 8 年 1 月版）」P 5 0～5 9 を参照してください。

2 本取扱いの内容

(1) 対象者

給与収入のみである被扶養者で、労働契約において時給・所定労働時間・所定労働日数等が明確に定められている場合であって、契約期間が 1 年以上の「通知書」を提出できる方。

以下に該当する方は本取扱いの対象外となります。

ア 「通知書」がない場合

イ 「通知書」に記載された労働契約内容では年間収入を算出できない場合

例えば、パート・アルバイト等のように「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が 1 年に満たない場合等（別添 2 Q 3）（国通知 Q & A（第 2 版）Q 2 - 2）。

ウ 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合

エ 複数事業所で勤務している場合には、提出された「通知書」のいずれかにおいて、労働契約内容による年間収入を算出できない場合（一部の事業所の「通知書」しか提出がない場合も含む。）（別添 2 Q 4）（国通知 Q & A（第 2 版）Q 2 - 3）。

※ 複数事業所で勤務している場合には全ての事業所が上記の基準（労働契約において時給・所定労働時間・所定労働日数等が明確に定められている場合であって、契約期間が 1 年以上であること。）を満た

していることが必要となります。契約期間が1年以上の各事業所の「通知書」に記載された情報に基づき、本取扱いに従い年間収入の見込額を個別に算出し、これらを合算して年間収入を判定します。

なお、1年未満の契約期間の労働契約が1つでもある場合は、本取扱いの対象外となります。

時間講師の例

任用当初から年間任用のみ …… 本取扱いの対象となります。

任用当初から年間任用+短期任用 …… 本取扱いの対象外です。

任用当初は年間任用のみ、その後短期任用が追加

…… 短期任用が追加された日以後、本取扱いの対象外となります。

※ 契約期間が1年未満であっても、労働契約において時給・所定労働時間・所定労働日数等が明確に定められている場合であれば、採用時に1年未満の「通知書」を用いて認定の可否を判断すること自体は可能です。ただし本取扱いの対象外となるため、認定後の年間収入の確認は従前どおりとなります。

本取扱いの対象外の方については、従前どおり、給与等支払証明書〔用紙 No. 扶養7〕等により年間収入を判定することとなります。

なお、本取扱いの対象となる方（「通知書」を提出できる方）であっても、従前の取扱いによっても手続可能です。従前の取扱いについては、「福利厚生事務の手引（令和8年1月版）」P54の（5）を参照してください。

（2）概要

ア 新規認定時

新規認定時において、「通知書」を確認し、当該通知書に記載された賃金（※）から見込まれる年間収入（時給・所定労働時間・所定労働日数等を用いて算出した年間収入の見込額）が収入限度額未満である場合には、原則として被扶養者として認定します。

※ 労働基準法第11条に規定される賃金をいい、交通費、諸手当及び賞与も含まれます。ただし、当該通知書上に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い収入（時間外労働に対する賃金等の臨時収入や、「賞与有」や「交通費支給有」等の記載があるものの具体的な金額の記載がない収入等）は年間収入には含めません。

被扶養者認定の例

○ 認定対象者 組合員の配偶者（60歳未満：年額収入限度額は130万円）

○ 収入 給与収入のみ

○ 労働条件通知書の内容

・時給 1,300円
・1日当たり5時間勤務
・1月当たり16日勤務

→ 年間収入 = 時給×労働時間×日数×12か月
= 1,300円×5時間×16日×12か月
= 1,248,000円 < 130万円 → 認定可能

・賞与「有」
・残業「有」

→ 明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い収入のため、年間収入には含めません。

※ 被扶養者認定の要件は収入要件だけではないため、その他の認定要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しない場合もあります。

イ 新規認定後1年間

新規認定後1年以内は年間収入の確認を行いません（**新規認定後1年間は認定継続が可能です。**）。

ただし、以下（ア）～（ウ）に該当する場合については、新規認定後1年以内であっても、その時点で、年間収入の確認を行います。年間収入の判定の結果、被扶養者の要件を欠いている場合は認定取消となります。

（ア）労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（単なる契約期間の更新も含む。）

条件変更の都度、組合員に「通知書」（その時点における最新の情報が記載されたもの）の提出を求め、本取扱いに基づき算出した年間収入が収入限度額未満であることを確認してください。単なる契約期間

の更新で時給・所定労働時間・所定労働日数等に変動がない場合であっても「通知書」の提出を求め、当該変動がない旨を確認することが必要です。

(イ) 新規認定時とは異なる労働契約を新たに結んだ場合（別の事業所で働き始めた場合や、同一の事業所において追加の労働契約を結んだ場合なども含む。）

① 本取扱いの対象となるか(上記2(1)を満たしているか)を確認し、対象となる場合は上記2(1)エにより算出した年間収入(各事業所の「通知書」に記載された情報に基づき、年間収入の見込額を個別に算出し、これらを合算して得た年間収入)が収入限度額未満であることを確認してください。

② 本取扱いの対象とならない場合は、従前どおりの取扱いとなりますので、給与等支払証明書〔用紙 No. 扶養7〕等により年間収入を判定します。

(ウ) 新規認定以降に給与収入以外の収入(年金収入や事業収入等)を得ることとなった場合

当該収入を得ることとなった日以後、本取扱いの対象外となり、従前どおりの取扱いとなりますので、給与等支払証明書〔用紙 No. 扶養7〕、公的年金等の年金証書又は年金額決定通知書の写し、確定申告書の写し等により年間収入を判定します。

ウ 新規認定後1年経過後の要件確認時

新規認定後1年経過後の実際の年間収入と認定時に見込んだ年間収入に乖離があり、実際の年間収入が収入限度額以上であれば、原則として認定取消となります(認定後1年以内は実際の年間収入の確認は行いません。)

ただし、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に実際の年間収入が収入限度額以上となった場合には、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者の認定を取消すことはありません。

要件確認の例(上記アの例に係る要件確認の例)

○ 認定時から1年経過後の実績

・賞与「有」→ 6月:2万 12月:3万

(年2回定期的に支給される賞与)

・残業「有」→ 18万(年額)

(当初から恒常的に残業有)

▶ 年間収入

= 時給×労働時間×日数×12か月+賞与+残業代

= 1,300円×5時間×16日×12か月+5万+18万

= 1,478,000円 > 130万円 → **認定取消**

※ 要件確認時においては、臨時収入以外は年間収入に含めます。そのため、認定時に見込額に含めなかった恒常的に支給される賞与や残業代を含めて年間収入を判定します。

※ 本事例では、原則として認定取消となります。ただし、賞与や残業代が臨時収入であって、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、年間収入に含めません。本事例の残業代が恒常的なものではなく、臨時収入である場合は、130万円を下回るため認定継続となります。

3 適用年月日

認定日が令和8年4月1日以降である被扶養者に適用します。

認定日が令和8年4月1日より前である被扶養者は従前どおりの取扱いとします。

※ 令和8年4月1日より前に収入限度額以上となったことにより認定取消された方であっても、「通知書」で労働契約内容による年間収入が年額収入限度額未満であることが確認できる場合は再認定の対象となります。

4 提出書類

(1) 様式(新たに被扶養者の認定手続を行うとき)

本取扱いに伴い、以下の様式を一部変更しました。書類の提出に当たっては、以下の最新の様式を使用してください。

最新の様式: 「申請理由書」〔用紙 No. 扶養6 (R8.3改定版)〕【別添1】

変更点: 「労働契約内容によって被扶養者認定を受ける場合」欄を追加しました。当該欄(「今回申請する扶養親族は、給与収入のみであること」)に (チェック) 付けることにより、「給与収入のみである」旨の申立てを行ってください。

注 意 事 項： 「2 扶養の認定を受ける親族の収入状況」の「収入がある場合」「収入の種類」欄の「・給与」又は「・パート・アルバイト等」以外に丸が付されている場合、又は「□今回申請する扶養親族は、給与収入のみであること」に☑（チェック）がない場合は、本取扱いの対象外となり、従前どおりの取扱いとなりますので、給与等支払証明書〔用紙 No. 扶養 7〕等により年間収入を判定することとなります。

(2) 手続

ア 新規認定時（上記 2（2）ア）

労働契約内容によって新たに被扶養者の認定手続を受ける場合は、**福利厚生事務の手引 P 6 3～P 6 5 の提出書類に加えて、「通知書」を直ちに提出してください。**

この場合、「給与等支払証明書」〔用紙 No. 扶養 7〕の提出は不要です。

イ 新規認定後 1 年間（上記 2（2）イただし書）

年間収入の判定の結果、被扶養者の要件を欠いている場合は認定取消となります。認定取消となる場合は、**福利厚生事務の手引 P 7 0～P 7 1 の提出書類に加えて、「通知書」を直ちに提出してください。**

(3) 新規認定 1 年経過後の要件確認について（上記 2（2）ウ）

新規認定 1 年経過後の要件確認の具体的な事務処理については、詳細が決まり次第、別途通知します。

5 「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに関する Q & A」（別添 2）について

本通知による取扱いについて Q & A を作成しましたので、本通知と併せて御確認ください。

なお、今後、内容が更新された場合には、公立共済ホームページに、更新後の Q & A を掲載してお知らせします。

6 チラシの配布について

本通知による取扱いについてチラシを作成しましたので、組合員の皆様へ周知をお願いいたします。

別添 3 「労働条件通知書による年間収入の見込みで被扶養者の認定等ができるようになります」

7 国通知

(1) 令和 7 年 1 0 月 1 0 日付総務省及び厚生労働省事務連絡「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」別添

- ・ 令和 7 年 1 0 月 1 日付保保発 1 0 0 1 第 3 号厚生労働省保険局保険課長通知「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」
- ・ 令和 7 年 1 0 月 1 日付厚生労働省事務連絡「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係る Q & A について」（※ Q & A（第 2 版）により、一部 Q & A が追加・修正されています。）

(2) 令和 8 年 3 月 9 日付総務省及び厚生労働省事務連絡「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係る Q & A（第 2 版）について」別添

- ・ 令和 8 年 3 月 9 日付厚生労働省事務連絡「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係る Q & A（第 2 版）について」

担当

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

鈴木・池田・土肥

電 話 0 3 - 5 3 2 0 - 6 8 2 6